紹介受診重点医療機関の指定について

【意義】

患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中 し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。

また、人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要性から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として明確化する必要があるため、各保健医療圏で『紹介受診重点医療機関』を指定することを国から求められています。

一方、患者に対しては、外来機能報告制度(外来医療の実施状況を都道府県に報告)を介して、情報提供していくものです。

【指定について】

指定するには、①紹介受診重点医療機関となる該当の医療機関(病院)の意向が必要

- ②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準
 - ・初診に占める重点外来の割合が 40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合が 25%以上

なお、この指定については、毎年度、外来機能報告の結果により、各地域の地域医療構想調整会議で確認、協議していくものとされていること。

【令和5年度の外来機能報告の結果について】

現在指定している県立胆沢病院は、今後も紹介受診重点医療機関**指定の意向があり、**重点外来/初診が「44.0%」、重点外来/再診「27.6%」と**指定の基準も満たしている状況**であること(資料 3 - 2)。

【結 論】

以上の状況から、<u>胆江圏域における紹介受診重点医療機関には、引き続き岩手県立胆沢病院を指定</u>する。